

令和4年色麻町議会定例会12月会議会議録(第2号)

令和4年12月7日(水曜日)午前10時00分開議

出席議員 12名

1番	大内直子君	2番	佐藤忍君
3番	相原和洋君	4番	白井幸吉君
5番	河野諭君	6番	小川一男君
7番	佐藤貞善君	9番	今野公勇君
10番	天野秀実君	11番	山田康雄君
12番	福田弘君	13番	中山哲君

欠席議員 8番 工藤昭憲君

欠員 なし

会議録署名議員

12番	福田弘君	1番	大内直子君
-----	------	----	-------

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	早坂利悦君
副町長	山吹昭典君
総務課長	鶴谷康君
企画情報課長	菅原伸一郎君
町民生活課長	今野和則君
税務課長兼総合徴収対策室長	遠藤洋君
保健福祉課長兼地域包括支援センター所長	浅野裕君
子育て支援室長	今野健君
会計管理者兼会計課長	渡邊勝男君
産業振興課長兼愛宕山公園管理事務所長	山田栄男君
建設水道課長	高橋秀悦君
色麻保育所長	小山悦子君
清水保育所長	今野稔君

教育長	半田宏史君
教育総務課長兼学校給食センター所長	竹荒弘君
社会教育課長兼公民館長兼農村環境改善センター所長	山崎長寿君
農業委員会事務局長	高橋康起君
代表監査委員	早坂仁一君

職務のため議場に出席した者の職氏名

議会事務局長	高橋正彦君
書記	大泉信也君

議事日程 第2号

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第70号 和解及び損害賠償の額を定めることについて
- 日程第3 議案第71号 色麻町職員の定年等に関する条例の全部改正について
- 日程第4 議案第72号 色麻町職員の定年引上げに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第5 議案第73号 義務教育学校の設置に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第6 議案第74号 令和4年度色麻町一般会計補正予算（第7号）
- 日程第7 議案第75号 令和4年度色麻町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第8 議案第76号 令和4年度色麻町下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第9 議案第77号 令和4年度色麻町水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議員の派遣について
- 日程第11 委員会の閉会中の継続審査承認について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第70号 和解及び損害賠償の額を定めることについて
- 日程第3 議案第71号 色麻町職員の定年等に関する条例の全部改正について
- 日程第4 議案第72号 色麻町職員の定年引上げに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第5 議案第73号 義務教育学校の設置に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第6 議案第74号 令和4年度色麻町一般会計補正予算（第7号）

- 日程第7 議案第75号 令和4年度色麻町介護保険特別会計補正予算（第3号）
日程第8 議案第76号 令和4年度色麻町下水道事業特別会計補正予算（第3号）
日程第9 議案第77号 令和4年度色麻町水道事業会計補正予算（第2号）
日程第10 議員の派遣について
日程第11 委員会の閉会中の継続審査承認について
-

午前10時00分 開議

○議長（中山 哲君） 御参集御苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は12名、欠席議員1名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、議長として次の報告をいたします。

本日の議事日程は、議員各位のお手元に配付したとおりであります。

地方自治法第121条第1項の規定により、会議事件説明のため出席を求めた者、前日と同様であります。

職務のため議場に出席した者、議会事務局長及び書記であります。

以上をもちまして、議長としての諸般の報告を終わります。

これより本日の日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（中山 哲君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、議長において、12番福田 弘議員、1番大内直子議員の両議員を指名いたします。

日程第2 議案第70号 和解及び損害賠償の額を定めることについて

○議長（中山 哲君） 日程第2、議案第70号和解及び損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（鶴谷 康君） 議案第70号和解及び損害賠償の額を定めることについて、提案理由を御説明申し上げます。

本案は、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づきまして、和解及び損害賠償の額を定めることについて、議会の議決を求めるものであります。

内容でございますが、本町職員が令和3年10月6日午後3時50分頃、職務で町有自動車を運転し、大崎市古川穂波3丁目1番10号付近の国道347号を走行中、追い越してきた後続車である相手方、住所氏名は議案書に記載のとおりでございます、その車両と接

触したものであります。なお、相手方運転者様、本町職員にもけがはございませんでした。本町及び相手方の車両の修理費について協議が調いましたので示談をいたすものであります。

和解の内容でございますが、本町は相手方に損害賠償金として5万4,045円を支払うこと。過失割合は、色麻町50%、相手方50%となります。そして、本町と相手方との間には、本和解のほか一切の債権債務関係がないことを相互に確認するというものでございます。なお、損害賠償金5万4,045円につきましては、その全額が全国自治協会の自動車共済金より補填されるということになります。

以上、よろしく御審議を賜り御可決くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（中山 哲君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（中山 哲君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。11番山田康雄議員。

○11番（山田康雄君） 今、総務課長から説明を受けましたけども、これを見ますとですね、色麻町職員が運転する車両が国道347号線を走行中、ここからですがね、追い越してきた後続車である相手方がと、後続者である相手方がと、追越しをかけた車が事故を起こしたということの理解だと思うんですが、そうした場合、幾ら保険で落ちるかどうかわかりませんが、色麻町が50%、相手方が50%。ちょっと私からすれば、理解に苦しむんですよ。普通、追い越してきたってことは、違反をしているというふうに私は理解するんですよ。そうした場合、70、30とか、あるいは80、20とかってそういう、100、ゼロにはならないと思いますけども、この50、50という過失割合、ちょっと私には理解し難いんですが、そしてこの内容を詳しく説明をお願いしたいと思います。

○議長（中山 哲君） 総務課長。

○総務課長（鶴谷 康君） まず、片側2車線の道路ということで、こういう状態で走ってたのを追い越されるときに車線を変えたと、本町の職員が。ということで、その事故の負担割合については、両方の保険会社同士でそれぞれ協議してきたんですが、最初の段階で、うちのほうの、色麻町のほうの保険会社は、町が20パー、相手が80パーだろうという主張をしておりました。相手方は車線変えたんだからということで、町は90だろうと、自分のほうは10だということで、今ここにも書いたとおり、令和3年10月ですので、もう1年以上も経過しているんですけども、その折り合いがですね、ずっとついてこなかったということです。

町としてはですね、定期的にその保険会社と連絡を取り合いながら、進捗状況というのを確認しつつですね、前のようにですね、裁判とかですね、そういうことにならないように、しっかりと保険会社同士での話ということで詰めていただきたいということを絶えず申し上げておったんですけども、そういう膠着した状況となっただけなんですけども、双方とも50、50ということで折り合いがついたということで、今回示談をしたいということの提案でございますので、御理解賜ればと思います。

○議長（中山 哲君） 山田康雄議員。

○11番（山田康雄君） 内容としては分かりましたけども、よく今テレビで割り込みする運転、そういうことがよくニュースで捉えられておりますよね。何かこの今の話の状況を聞きますと、追い越した車がすぐ前に、車線変更したということで事故起きたような理解をするんですよね。した場合、町が今言った20、保険会社で相手80だと主張されたと。そういう論点からどんどん発展して行って令和3年10月6日ですから、今、令和4年の12月ですから、約1年以上の前の事故がやっと決着ついたというふうに理解はするんですけども、ただ、町長は特に、役場職員にこういう事故がね、再三、我々議会に保険で落ちるからいいんだというふうな気持ちで事故を起こす職員はいないと思いますけども、そういうたびにこういう議案に乗ってくること自体が、私からすれば大変心苦しいなと思います。

でも、ただ、この理由聞くとね、後続車である相手方が運転する車両と接触した事故というふうに書かれておりますと、ちょっと私からすれば、さっきの総務課長答弁で大体内容的には分かりましたけども、こういう事故であっても、やっぱり事故として取り扱われてしまうもんですから、なおなお、口うるさく町長は、あるいは副町長、職員に対して命令をしていると思いますけども、訓示をしていると思いますけれども、やっぱりこういうことがないように、今後、議会に取り上げられることのないようなことを、さらに注意しておいてもらいたいなということでございますので、町長の答弁を、見解をお聞きしたいと思います。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 全く御指摘のとおりでございます。この交通安全関係については、常々課長を通しながら、それぞれの職員の中に、話としては通っておるわけですけども、やっぱりどうしても、万が一こういうこともあり得るということにはなりますが、今後とも、十分気をつけられるように指導をしていきたいというふうに思います。このたびの、こういう問題については、大変申し訳なく思っております。

○議長（中山 哲君） 山田議員よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。10番天野秀実議員。

○10番（天野秀実君） 申し訳ございません。それでは先に質問させていただきます。

内容については、全く問題ないと思います。と思いますが、この中で、和解及び損害賠償の相手方として住所、氏名が載っております。それで、これまでの経緯として、この住所氏名は個人情報として、町ではね、一つ秘密事項として扱ってきたという経過があるんですよ。議会には出されたけどもね。そこで、私はこれまで情報公開、開示請求を行って、こういったものは個人情報として開示しないということはまずいのではないかと。ということを町当局とやってきた経過があるんですが、今後もこの和解及び損害賠償の相手方、住所載ってます。氏名も載ってます。町民がどういった経過でどういった方にお金をお支払いしたのかということ町民からお伺いされたとき、これまでどおり、これは個人情報で秘密に当たるんだと。町の条例ではそうなっているという説明の仕方を

するのか。それともですね、公費を使って支出したものについて、町民にこれから当然開示をしていくという考え方で臨まれるのか、その辺について取りあえずお伺いしておきます。

○議長（中山 哲君） 総務課長。

○総務課長（鶴谷 康君） その考え方ということにはなるかと思うんですが、相手方ですね、相手方の住所、氏名という部分に関しては、今までもですね、このように議案に掲載をしまっていました。掲載しない理由って特に何もないので、この方が不利になるということは多分ないという判断ですので、今までどおりこのような場合は、しっかりと相手方の住所と氏名を掲載していくべきだろうというふうには考えております。

その方に不利になるようなことがもしあれば、それは伏せさせていただくということになるかと思うんですが、その場合であっても、議会にはしっかりと一旦はお示しして、回収するなりして、実はこの前の建設水道課案件の裁判のやつなんかは、全協で説明したときに、しっかりと相手方の住所氏名は申し上げさせていただきましたが、議案書ではAとかBとかというような表現をさせていただいているんですけども、物によってはそのような提案の仕方も発生するかと思うんですが、基本的に町がこの方に対して賠償するものですから、そういう方に関しては、名前を出しても問題ないという考えでおりますので、そのような方向性ということになるかと思えます。

○議長（中山 哲君） 10番天野秀実議員。

○10番（天野秀実君） 今、議長何か言おうとしたわけではないですか。大丈夫ね。

基本的に、公費を使って行った支出等に関して、また、訴訟の結果として行った支出に関しては、これは個人情報といえど個人情報なんですけど、いずれ、前から言っていたとおり、色麻町で開示しなかったとしても、裁判所に行けば、これ当然、公のことですから、開示されてるわけですね。こういったことについては、やはり町民の皆さんに対して、秘密事項ではないんだという方向で、今答弁されたようにね、進めていただくと町民も安心できると思います。これは職員の回答でしたので、職員を総括し、また、町を預かる町長としての見解もさらにお伺いしておきたいと思えます。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 同じ意見でございます。

○議長（中山 哲君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。2番佐藤 忍議員。

○2番（佐藤 忍君） 接触事故を起こした双方の車両にはですね、ドライブレコーダーの装着はあったんでしょうか。なかったんでしょうか。

○議長（中山 哲君） 総務課長。

○総務課長（鶴谷 康君） 町のほうの車には装着してありました。相手方のほうはちょっと確認しておりません。

○議長（中山 哲君） よろしいですか。佐藤 忍議員。よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。6番小川一男議員。

○6番（小川一男君） 今回の案件はここにあるとおり、自治法の第1項第12号及び13と

いう形で、議会の議決を求める案件、そこまではいいんですが、内容等も理解しました。

ただですね、先ほど町長から話ありましたが、交通事故に関してですね、課長を中心にあるいは課長会議等でやる説明と周知徹底を図っているとは思いますが、その中間の管理職たる課長が、部下の指揮、命令、管理と、ややもすると徹底されていない点多々あるのではないかなと思われまます。結果論として、ここに民法上のこの和解損害はよろしいんですが、その前にですね、もう少しあまりにも案件が多過ぎるので、なお一層徹底してもらいたいんですが、あわせて、かつて総務課長が交通安全に関して、講習会等開催して周知徹底、確かにこれは遡及すると令和3年ですけれども、その辺も併せて労務管理、人事管理を徹底すべきではないかなと思われまますが、町長の御所見をお願いします。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） さっきの山田議員のほうにも申し上げましたとおりでございますけれども、今までの中で意思の疎通がなされていないところがあったとすれば、これも私の責任かと思いますので、しっかりとそういうことのないように徹底をしていきたいというふうに思います。

○議長（中山 哲君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第71号 色麻町職員の定年等に関する条例の全部改正について

○議長（中山 哲君） 日程第3、議案第71号色麻町職員の定年等に関する条例の全部改正についてを議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（鶴谷 康君） 議案第71号色麻町職員の定年等に関する条例の全部改正につ

いて提案理由を御説明いたします。

平均寿命の延伸や少子高齢化が進み、生産年齢人口、労働力人口の減少を踏まえ、複雑高度化する行政課題への的確な対応などの観点から、社会の活力を維持し、行政サービスの充実など公務のさらなる発展のためには、能力と意欲のある高齢期の職員を最大限活用しつつ、次の世代にその知識、技術、経験などを継承していく必要があります。また、年金支給開始年齢の引上げに対応し、定年退職する職員が無収入期間が発生しないよう、雇用と年金の継続を図る必要もあります。

そのため、国家公務員について、定年が段階的に引き上げられるとともに、組織全体としての活力の維持や、高齢期における多様な職業設計の支援などを図るため、管理監督職勤務上限年齢による降任及び転任並びに定年前再任用短時間勤務の制度が設けられました。

地方公務員については、国家公務員の定年を基準として、その定年を条例で定めることとされており、管理監督職勤務上限年齢制や、定年前再任用短時間勤務制の導入など、国家公務員と同様の措置を講ずる改正地方公務員法が令和3年6月に公布され、令和5年4月1日から施行されます。

先ほども申し上げましたとおり、地方公務員については、国家公務員の定年を基準として、その定年を条例で定めるとされておりますので、本町においても定年等に関する条例にて定めるものであります。

今回、提案している条例では、4つの制度が導入または改正ということになります。まず、1つ目でございますけれども、定年退職年齢を60歳から65歳に段階的に引上げとなります。令和5年度から令和13年度にかけて、2年に1歳ずつ定年退職の年齢を段階的に引き上げるということとなります。最終的には、65歳が定年退職の年齢ということになります。この定年退職の年齢を第3条で規定し、段階的措置については附則の第2項で規定をしております。

次に、2つ目でございますが、役職定年制の導入でございます。管理監督職、つまり管理職手当の支給を受けている職員ということになりますが、勤務上限年齢を設け、当該年齢後の最初の4月1日までに、降任または転任することで組織内の新陳代謝を確保して、組織力の維持を図るというものでございます。第7条で、管理監督職を退く勤務上限年齢を60歳としております。

原則60歳で管理監督職は退くこととなりますが、勤務の特殊性から、当該管理監督職を継続する必要がある場合には、役職定年制の特例として、引き続き管理監督職に就かせることができるという特例もございます。第9条で規定をいたしております。

この9条の中で、勤務延長型特例任用として、1号で業務の性質上、担当者の交代により業務の継続的遂行に重大な支障がある、その場合。それから第2号(2)で、職務が高度の専門的な知識、熟達した技能もしくは豊富な経験を必要とするものであるため、勤務環境や勤務条件に特殊性があり、欠員を補充することができず、業務の遂行に重大な支障があることということで、この2つをまず規定をしております。それから移動可

能型特例任用としまして（３）で、管理監督職の標準職務遂行能力及び適性を有すると認められる職員の数が、当該管理職の数に満たないという場合の事情がある場合について規定をしております。いずれの場合も、最長３年間まで管理監督職で継続可能ということになります。いずれの場合も、あまり該当する事例はないだろうというふうには思っております。

次に、３つ目でございますけれども、定年前再任用短時間勤務制度を導入することになります。対象職員の希望によりまして、60歳に達した日以後に定年退職日前に退職した職員を、短時間勤務の職に採用することができるという制度になります。12条と13条に規定をしております。それから、附則の第28項において、必要な経過措置を経過しています。

最後に４つ目でございますが、暫定再任用制度の導入ということになります。今回の改正で、既存の再任用制度が廃止ということになりますので、これによりまして、今この制度を利用している年金受給年齢が65歳までの職員には無収入期間が生じてしまいます。そこで、暫定的に再任用制度を継続させる暫定再任用制度を導入することになります。内容的には、実質的に今やっている再任用制度と同じということになります。定年後ですね、１年ごとの任期で更新ということになります。勤務実績が良好である場合に、65歳まで更新できるということになります。附則の第7項から第20項に規定しているというものでございます。細かい逐条の解説につきましては、省略させていただきますが、今申し上げた４点が大きな改正点ということになります。

最後にですね、この条例の施行期日でございますが、令和５年４月１日からということで、今年度60歳になる方までは60歳定年ということで、来年度以降60歳になる方が延びていくと、年々延びていくということになりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上ですね、よろしく御審議を賜り御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（中山 哲君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（中山 哲君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。３番相原和洋議員。

○３番（相原和洋君） お尋ねいたします。

先ほど総務課長より説明をいただきました。１つちょっと気になる点あります。第9条、これの1項、2項、3項、公務の運営に著しく支障が生じることがある場合についての特例という部分が載ってるんですが、総務課長はほとんどないだろうというお話をなされました。ただ、これを最終的に著しく運営に、公務の運営に生じる可能性があると判断するときの材料、判断する方は、どういった方が最終的に判断していくんでしょうかね。その基準といいますか、もう少し明確にそのあたり、お示しをいただければ幸いかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（中山 哲君） 総務課長。

○総務課長（鶴谷 康君） 細かい基準についてはですね、特に規定されたものではなくてですね、通常は人事委員会とかですね、そういうところでオーケーというか、いいだろ

うというような判断をいただくということにはなると思うんですが、うちのほうは人事委員会というの特に持っておりませんので、最終的な判断は任命権者ということになるかと思うんですが、任命権者になりますと、例えば町長だったり、教育長だったり、議長だったり、農業委員会の会長だったりということになると思うんですが、最終的には町長ということになると思います。（「了解」の声あり）

○議長（中山 哲君） ほかに質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第72号 色麻町職員の定年引上げに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

○議長（中山 哲君） 日程第4、議案第72号色麻町職員の定年引上げに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（鶴谷 康君） 議案第72号色麻町職員の定年引上げに伴う関係条例の整備に関する条例について、提案理由を御説明いたします。

この条例につきましては、先ほど御可決を賜りました議案第71号色麻町職員の定年等に関する条例、以下定年条例と申し上げさせていただきますが、その影響によりまして、改正が必要となる条例を改正するための整備条例ということになります。

影響を受ける条例が12の条例に及びますので、それぞれ条立てで一部改正などを行うものであります。

議案書13ページ御覧ください。

まず、第1条でございますけれども、定年条例において暫定再任用制度について規定をしておりますので、職員の再任用に関する条例が廃止となるというものであります。

次に、第2条でございますが、審議資料1ページも併せて御覧ください。

色麻町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正となりますが、報告の

対象職員として、再任用短時間勤務職員を、制度変更により定年前再任用短時間勤務職員に改めるためのもので、参照している地方公務員法の条項を改正するものであります。

審議資料2ページ、御覧ください。

第3条は、色麻町一般職の任期付職員の採用及び給料の特例に関する条例の一部改正で、任期付職員の給料月額を給料表の再任用職員の欄というふうにしておりましたが、再任用職員なくなりましたので、定年前再任用短時間勤務職員の欄というものに改めるものであります。

審議資料3ページ、第4条でございますけれども、色麻町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正で、公益法人等へ派遣することができる職員のうち、再任用職員を定年前再任用短時間勤務職員に改めるとともに、派遣することができない職員として、役職定年の特例を受けた職員を追加するものであります。

また、議案書のほうですね、ちょっと20ページ、一旦御覧いただきたいと思うんですけれども、20ページ、議案書のほう20ページです。

再任用制度が廃止され、定年の引上げ完了するまでの暫定再任用制となるわけですが、この附則のほうですね、第2条において、暫定再任用職員も現行の条例と同様に派遣の対象職員となるという経過措置を規定をしております。ですから、現実的には、今の条例と内容的には変わらないということになります。

議案書14ページのほうに、またお戻りください。審議資料は4ページとなります。

第5条でございますけれども、職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正となりますが、降級できる場合というものが今まで書いておりませんでしたので、これを明確に定めるということで、降給の種類、降格の事由、降号の事由を追加いたします。降級できる場合とは、このような場合であることをしっかりと明文化するものであります。

それから、審議資料ですね、6ページになりますが、下のほうに附則2項と3項というのを追加して、60歳に達した職員の7割相当への降級についても規定をしております。

続きまして、審議資料7ページですけれども、第6条は職員の懲戒の手続及び降格に関する条例の一部改正で、懲戒処分時の給料減額について、処分の発令後に給料月額が変動した場合の取扱いを定めているものでございます。

次に、審議資料は8ページです。

第7条は、色麻町職員の勤務時間休暇等に関する条例の一部改正で、再任用制度が廃止され、定年前再任用短時間勤務制度が導入されることに伴い、再任用短時間勤務職員を定年前再任用短時間勤務職員に改めるもので、勤務時間とか休暇などの内容の変更はありません。

議案書16ページ、審議資料は10ページを御覧ください。

第8条は、色麻町職員の育児休業等に関する条例の一部改正で、役職定年の特例を受けた職員は、育児休業及び育児短時間勤務をすることができない旨を規定するとともに、定年前再任用短時間勤務職員は、部分休業をすることができない旨をこれを規定するもの

であります。

審議資料12ページとなります。

第9条は、色麻町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正で、一般職の職員から定年前再任用短時間勤務職員等を除くことを規定するもので、参照している地方公務員法の条項を改めるというものであります。

第10条は、色麻町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正で、先ほど申しましたとおり、一般職の職員から定年前再任用短時間勤務職員などを除くことを規定するもので、参照している地方公務員法の条項を改めるものであります。

議案書17ページ、審議資料13ページを御覧ください。

第11条は、色麻町職員の給与に関する条例の一部改正で、55歳を超える職員の定期昇給につきましては、現状ですね、2号俸昇給でございますが、勤務成績が特に良好である場合しか昇給しないということに改めるものでございます。実質ですね、55歳昇給停止ということになります。また、定年前再任用短時間勤務職員の給料月額、超過勤務手当の支給割合などについて規定をしております。なお、定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間、休暇、諸手当は、現行の再任用短時間勤務職員と同じということになります。

それから、審議資料ですね、18ページを御覧ください。18から19ですね。

附則なんですけれども、60歳に達した職員の給料月額は、達した日後の最初の4月1日以降、ちょっと言い回し難しいんですけれども、例えば4年度中に60歳に対する人は、5年の4月1日からという意味なんですけれども、誕生日からということではなくて、誕生日の属する年度の翌年度の4月1日からということになります。から当分の間、その者の属する職務の級及び受けている号俸に応じた額の7割ですよということを規定しています。ですから、60歳の年度が終わりましたら、次の年からは今までの給料表の7割しか頂けないという規定をしているということになります。

議案書19ページ御覧ください。審議資料は21ページになります。

最後なんですけれども、第12条は、色麻町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正で、定年前再任用短時間勤務職員も、企業職員の対象となることを規定するもので、参照している地方公務員法の条項を改めるという内容でございます。

議案書のほう、20ページ、ちょっと御覧いただきたいと思えます。

附則におきまして、色麻町公益法人等への職員の派遣等に関する条例、それから色麻町職員の勤務時間、休暇等に関する条例、そして、色麻町職員の給与に関する条例について、暫定再任用職員に関しての経過措置ということになりますので、これらを規定いたしております。

最後になりますけれども、この条例の施行期日ではありますが、定年条例と同様の令和5年4月1日からとするものであります。

以上、よろしく御審議を賜り御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（中山 哲君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（中山 哲君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第73号 義務教育学校の設置に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

○議長（中山 哲君） 日程第5、議案第73号義務教育学校の設置に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長兼学校給食センター所長（竹荒 弘君） 議案第73号義務教育学校の設置に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について提案理由を申し上げます。

令和5年4月1日に色麻小学校、色麻中学校を義務教育学校に移行し、名称を色麻学園とするのに伴い、関係する5か件の条例につきまして関係規定の改正を一括して行うものであります。

それでは、概要を御説明申し上げます。一部を改正する条例であります。5か件であり、第1条で色麻町立学校の設置に関する条例、第2条で色麻町情報通信施設の設置及び管理に関する条例、第3条で色麻町学童保育施設の設置及び管理運営に関する条例、第4条で学校施設の使用料に関する条例、第5条で色麻町学校給食センターの設置及び管理運営に関する条例を規定しております。

改正の概要を申し上げます。今回提案しております5か件の条例中、色麻小学校や色麻中学校と規定している箇所を色麻学園や義務教育学校と改め、文言等の修正を行うものであります。

附則であります。この条例は、令和5年4月1日から施行するものであり、必要な手続、その他の準備行為はこの条例の施行日前において行うことができることを規定しております。また、現に、色麻町立色麻小学校、中学校に在籍する児童・生徒において

は、施行日において、色麻町立色麻学園の児童・生徒となることを規定しております。

以上、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げ、議案第73号の提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（中山 哲君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（中山 哲君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第74号 令和4年度色麻町一般会計補正予算（第7号）

○議長（中山 哲君） 日程第6、議案第74号令和4年度色麻町一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（鶴谷 康君） 議案第74号令和4年度色麻町一般会計補正予算（第7号）について、提案理由を御説明いたします。

今回の補正は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ6,470万9,000円を追加し、予算総額を49億7,128万4,000円といたしました。

まず、歳入の主なものを申し上げます。

議案書33ページを御覧ください。併せまして、先日本配りいたしましたコロナ感染症対応地方創生臨時交付金実施計画概要も御覧いただきたいと思います。

第1款町税は4,819万2,000円の増額で、第1項町民税で個人町民税が1,743万8,000円の増。第2項固定資産税が3,075万4,000円の増となっております。

第9款国有提供施設等所在市町村助成交付金は、額が確定したことにより、952万1,000円の増額となっております。

第11款地方交付税は、歳出のほうのですね、一時保管牧草農地還元業務委託料の減額に伴いまして、震災復興特別交付税を1,067万5,000円減額するものであります。

第15款国庫支出金は3,635万6,000円の増額で、34ページになりますけれども、第2項国庫補助金で、再編関連訓練移転等交付金1,003万1,000円の増。特定防衛施設周辺整備調整交付金345万4,000円の増。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金4,354万6,000円の増。防衛施設周辺障害防止事業補助金1,020万9,000円の減。放射性物質汚染廃棄物処理事業費補助金1,067万5,000円の減などとなっております。

第16款県支出金は57万5,000円の増額で、主なものは第2項県補助金で、新型コロナウイルス感染症対応事業者支援市町村補助金300万円の増。

35ページになります。

農地利用効率化等支援交付金322万2,000円の減などとなっております。

第18款寄附金は107万2,000円の増額で、指定寄附として大崎タイムス様から10万円。ふるさと納税寄附金として8月から10月までの分、78件になりますけれども、97万2,000円を頂戴いたしております。御寄附を賜りました皆様には、改めて深く感謝を申し上げます。

第19款繰入金は、財政調整基金繰入金を2,230万円減額し、本年度の現状予算上の繰入額を4億2,300万円といたしたところであります。また、ふるさとまちづくり基金は、充当する平沢交流センター別館駐車場街灯交換工事費の減額に伴い、40万円減額をいたしました。

第21款諸収入は、第4項雑入において、県市町村振興協会からの助成金であります市町村新型コロナウイルス感染防止事業支援金103万2,000円や、デイサービスセンター負担金166万7,000円の増などとなっております。

37ページを御覧ください。

歳出のほうに移ります。

第2款総務費は合計で210万円の減額で、第1項総務管理費の6目財産管理費で光熱水費456万円の増。公用車購入費580万円の減などとなっております。

第3款民生費はですね、合計で2,259万円の増額で、39ページになりますけれども、第1項社会福祉費の7目障害者福祉費で、令和3年度国庫負担金や補助金の精算返還金、合計で847万5,000円。8目で後期高齢者医療広域連合負担金474万9,000円の増。それから10目コロナ対策費で、事業ナンバーのほう、計画書のですね、事業ナンバーの25番になりますけれども、社会福祉施設原油価格等高騰対応奨励金340万円の増。

議案書40ページになります。

第2項児童福祉費の12目子育て世帯生活支援特別給付金給付事業で、令和3年度補助金の精算返還金310万1,000円の増などとなっております。

第4款衛生費は、合計で987万2,000円の増額で、2目予防費で、大崎市民病院救命救急センター負担金150万2,000円の増。5目保健福祉センター管理費で、燃料費200万円、光熱水費433万2,000円の増などとなっております。

41ページになります。

第6款農林水産業費は、合計で1,709万9,000円の増額で、3目農業振興費で農地利用

効率化等支援交付金322万2,000円の減。4目畜産業費で一時保管牧草農地還元業務委託料2,135万1,000円の減。7目農村環境改善センター費で光熱水費114万円の増。

42ページになります。

15目コロナ対策費で、こちらは事業ナンバーですね、26番、農業薬剤費高騰対策支援金3,304万2,000円。それから27番、園芸施設燃料費高騰対策支援金22万5,000円。それから事業ナンバー28番、配合飼料費高騰対策支援金587万9,000円の増などとなっております。

42ページ。

第7款商工費は、合計で193万9,000円の増額で、4目コロナ対策費で、事業ナンバー24番になりますが、公共施設管理継続支援事業補助金400万円の増などとなっております。

43ページ。

第8款土木費でございますけれども、合計で1,052万4,000円の減額で、第2項道路橋梁費でP C B含有量調査業務委託料248万円の減。大原2号線舗装工事費1,163万6,000円の減。第4項住宅費で修繕料500万円の増などとなっております。

第9款消防費は、町防災監視カメラ水位計システム工事の完了に伴いまして、115万円を減額しております。

第10款教育費は、合計で2,735万1,000円の増額で、44ページになりますが、電気料、光熱水費ですね、これが第2項色麻小学校費で302万円。第3項色麻中学校費で297万円。第3項幼稚園費で40万円をそれぞれ増額いたしております。第6項保健体育費では、45ページになりますけれども、5目学校給食センター管理費でエアコン改修工事費2,000万円の増となっております。

第12款公債費は15万2,000円の減額で、46ページですね、償還明細書があるんですが、財政融資資金の臨時財政対策債の借換えによりまして、利率が0.7%から0.2%に変更になったことに伴う補正となります。

第14款予備費は21万6,000円を減額し、歳入歳出予算の調整を行ったところであります。

次に、議案書29ページのほうにお戻り願います。

第2表債務負担行為補正でございますが、固定資産基礎資料データ管理システムソフトの借上げから、自動体外式除細動器、いわゆるA E Dですね、これの借り上げまで合計7か件の追加等。

それから30ページ。

家屋評価システムソフト及び機器の借上げについて、指名競争入札による契約により、限度額を224万4,000円から102万3,000円に変更するものであります。

最後に、第3表地方債補正でございますが、工事の完了実績に基づきまして、道路等整備事業債の限度額を1,550万円に、緊急自然災害防止対策事業債の限度額を1,310万円にそれぞれ変更するものであります。

以上、令和4年度色麻町一般会計補正予算（第7号）の概要を申し上げましたが、詳細につきましては、款項を追っての質疑の際にお答え申し上げます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（中山 哲君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。
暫時休憩いたします。

午前10時53分 休憩

午前11時07分 再開

- 議長（中山 哲君） 休憩を閉じて会議を開きます。
休憩前に引き続き、議案審議を続けます。

- 議長（中山 哲君） これより議案第74号令和4年度色麻町一般会計補正予算（第7号）について総括質疑に入ります。総括質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（中山 哲君） 総括質疑なしと認めます。これをもって総括質疑を終了いたします。

- 議長（中山 哲君） それでは、款項を追って質疑をお願いいたします。

議案書33ページ、歳入から入ります。

歳入。

第1款町税第1項町民税。（「なし」の声あり）

第2項固定資産税。（「なし」の声あり）

第9款国有提供施設等所在市町村助成交付金第1項国有提供施設等所在市町村助成交付金。（「なし」の声あり）

第11款地方交付税第1項地方交付税。（「なし」の声あり）

第13款分担金及び負担金第1項負担金。（「なし」の声あり）

第15款国庫支出金第2項国庫補助金。（「なし」の声あり）

34ページに入ります。

第3項委託金。（「なし」の声あり）

第16款県支出金第2項県補助金。（「なし」の声あり）

第3項委託金。（「なし」の声あり）

第18款寄附金第1項寄附金。（「なし」の声あり）

第19款繰入金第2項基金繰入金。（「なし」の声あり）

第21款諸収入第4項雑入。（「なし」の声あり）

36ページに入ります。

第22款町債第1項町債。（「なし」の声あり）

37ページ。

歳出に入ります。

第2款総務費第1項総務管理費。12番福田 弘議員。

○12番（福田 弘君） それでは総務管理費のですね、財産管理費でお伺いしたいと思います。

今回、備品購入費、公用車購入費、580万円減額なさっております。これについては、当初予算で580万円計上していたやつですんで、全額減額ということになるのかなというふうに思います。それで、当初購入予定していた公用車、どういうものだったのかですね、お伺いしたいのと、その減額するに至った経緯をお伺いしておきたいと思えます。

また、併せてですね、ここの財源の内訳で国庫支出金464万円減額なさっておりますけれども、それとの関連もあるのかなというふうには考えますけれども、その辺も併せてお伺いしておきたいと思えます。

○議長（中山 哲君） 総務課長。

○総務課長（鶴谷 康君） 公用車購入のですね、減額の理由ということで、当初ですね、防犯パトロール車がないということで購入を予定しておりました。電気自動車ということで580万ほど予算化をさせていただきました。既存の車の買換えではなくて、新規に追加という状況でもありましたし、それからですね、防衛の再編関連訓練移転等交付金を活用するというので、当初に上げさせていただいたんですが、学校給食センターのですね、空調が壊れたと。学校給食センターのエアコンですね。これを、今回の補正で上げさせていただいてるんですが、2,000万円ほどですね、そちらに再編移転訓練交付金を回すということで、交付決定後の発注となりますとですね、11月末、12月初めぐらいにしか交付決定来ませんので、それから車を発注しましても、恐らく1年ないし1年半ぐらいかかるというような状況でもありましたので、ということで、その優先順位ということの評価をしまして、これを減額させていただいたという経緯で、今回このような補正をさせていただいたということになります。もともと青パト車を購入ということで考えていたんですが、これは次の機会にということで、今回減額させていただきました。よろしくお願ひします。

○議長（中山 哲君） 12番福田 弘議員。

○12番（福田 弘君） 優先度合いを考えて、学校給食センターのほうのエアコンのほうに財源に、財源として充当したと。それで、これについては、次年度以降、再度改めて計上するというお考えのようではございますけれども、そうしますと、来年度の話になると、また怒られますけれども、やはり重要性を考えて計上した車だと思いますんで、やはりこれについてはですね、やはり必要性が当然あるという判断の下に、当初予算に計上なさったものだと思いますんで、これらについてはですね、やはり当初計画どおりですね、早急に何らかの手当てをする方向で考えているということによろしいわけですか。

○議長（中山 哲君） 総務課長。

○総務課長（鶴谷 康君） 早急といいますかですね、このような財源があればということで考えております。どうしても必要だということであれば、一般財源を充てても購入ということになります。その場合その電気自動車という形ではなくて、もうちょっとリーズナブルな車ということにはなるとは思うんですけども、有利な補助金等がありましたら、このようなものを買うということで、総合計画のほうにも、何ていいますか、そういう車の更新ということも掲げておりますので、その辺を意識してやりたいと思うんですが、5年度にこの予算を繰延べするかということに関しましては、今のところまだそこまでは決めていないということで御理解賜ればと思います。

○議長（中山 哲君） よろしいですか。ほかにありませんか。6番小川一男議員。

○6番（小川一男君） 今と関連ですが、今、説明ですと、優先順位という言葉で説明がありました。しからば逆にエアコンの改修工事、今回2,000万円計上されて、内容等大分、経年劣化っていうか、それは分かるんですが、時期的な面を見た場合ですね、やはり私は当初計画した金額を履行すべきではないかなと思われま。それが4月、要するに事業年度の初めで発生したのであれば、その辺の考えもあるんでしょうけれども、しからばこの、こちらのほうに充当するやの説明のエアコンの改修工事、これはいつ頃、大幅な改修しなきゃならなくなった事実を認定した時期はいつ頃なのか、その辺の調整をしてすべきではないかなと思うんですが、その点について。

○議長（中山 哲君） 小川議員。この空調が、要するにエアコンについては、この議題となっておりますので、そのときにやっていただければいいのかなと思います。（「じゃ、いいです」の声あり）お願いします。

○6番（小川一男君） とにかく、エアコンの関係との優先順位ということなんですが、その辺の順位はちょっとおかしいんじゃないかなと思うんですが、再度説明を求めます。

○議長（中山 哲君） 総務課長。

○総務課長（鶴谷 康君） 順位がおかしいのかということでございますけれども、我々としてはその優先度を評価して、なかったものに充てなくちゃならない事実が発生したので、じゃあどっちが優先度が高いんだという評価をしたときに、そっちが高いのでそちらに充当をさせていただくために下ろしたということになりますけれども、当初に上げているということは、当然必要だから上げたんだということにはなるんですが、かといって、その財源が全て一般財源ということになれば、これ話変わってきますので、そこはやはりその交付金の活用という中でのやりくりということで、御理解賜ればと思いますけれども、いかがでしょうか。（「了解」の声あり）

○議長（中山 哲君） ほかに質疑ありませんか。

第3項戸籍住民基本台帳費。（「なし」の声あり）

第5項統計調査費。（「なし」の声あり）

第3款民生費第1項社会福祉費。3番相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） 先ほど優先順位とかいう言葉がありましたが、ちょっと御質問さ

せてください。

7目障害者福祉費、ここに22節かな、償還金利子及び割引料847万5,000円何がし。内容としては昨年の3月の国庫負担金に対する精算という部分がほとんどだと思われま。そこで、今回それが確定してこういった形になったんだらうというのは分かるんですけども、ただ、補助金関係の関わる事業の適正化に関する法律というのがございます。この中に、補助事業に対しても12条、14条及び18条、そのこの部分の文言から追っていくと、この事業の在り方、当初計画を立てた内容がどうだったのか。それに対して今回これだけの乖離があると。その理由は何なのか。事業を推進する上で適正だったのかどうか。そういった部分をちょっと内訳を踏まえながら、具体的に説明をいただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（中山 哲君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長兼地域包括支援センター所長（浅野 裕君） お答えいたします。

障害者福祉費のですね、償還金、利子及び割引の返還についてであります。まず障害者の方のですね、福祉サービスについてでございますが、基本的に国・県の負担金が発生しておりまして、国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1を負担するというようなのが前提となっております。

今年度、返還金の多かったのはですね、令和3年度の障害者自立支援給付等国県負担金精算による返還金でございます。例年、国・県への交付申請時期がですね、5月になっております。その時点では年間の実績を見込んでですね、負担金の交付申請を行っております。その後、11月に4月から9月までの実績を踏まえて変更交付申請を行っております。それでその変更申請額が、実質交付決定されるというような仕組みになってございます。

令和3年度については10月以降に、まず在宅でサービスをしていた方、障害者の方ですが、1名がお亡くなりになったのと、あと、ほかに在宅でサービスを利用していた2名の方が入院されてしまいました。あと、施設に入所していた障害者の方1名の方もですね、入院となりまして、その結果、年間見込んでいた給付費が少なくなってしまったということで、先ほど申し上げましたが、国と県からは変更交付申請で申請した額が交付決定されるということで、実績報告を上げた際に、翌年度に精算というふうな格好になりまして、今年度に返還するというように至った経緯でありまして、今回補正をさせていただいた状況になっております。

あと、今回は返還額だったんですが、例えばこれ負担金が少なく交付された場合は、翌年度に逆に追加交付されるというような仕組みになっておりますので、御理解を賜ればと思います。

○議長（中山 哲君） よろしいですか。3番相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） 内容については今、課長からあったとおり、5月に交付申請して、状況見て7月、8月の状況見て11月に、その状況によって変更申請を上げて、年度末にある程度の部分で数字が出てきて、それを増えた、少ないということで国・県に申請を

上げるという内容分かります。12条に状況報告、14条で実質報告、それで、18条で補助金の返還等という文言があるわけですから、それはそのとおりだと思います。

ただ、しからば3月の決算時に決算書の中に44万円ばかり、たしかここで不用で落としてるわけですよ、この内容を。全ての部分が相殺的に入ってると思うんですが、そういった部分、適正な事務事業の在り方としてどうだったのか。今回も踏まえ、今後、先こういった事業、多々あると思いますんで、そういったところを預かってる所管課として、担当課としてはどのように今後ね、精査かけながら、なかなかその人の出入りはあると思いますけども、見極めをかけながらやっていくのか。当然、これ補助金だけ100パーでやってるわけじゃないですから、町の一般財源も絡みありますんで、財源が厳しいと町長言ってる中で、その点をどのように今後ね、見極めかけるか。そういった判断をどう考えるか、再度お尋ねをしておきたいかなと思います。

○議長（中山 哲君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長兼地域包括支援センター所長（浅野 裕君） お答えいたします。

先ほども申し上げたとおり、国が2分の1、県が4分の1、市町村が一般財源で4分の1を負担するというふうな制度になっております。給付費ですね、福祉サービスを使った際の給付費の支払いについては、町として在宅の方だったりですね、施設の方の障害者の方が利用できるように、適正にですね、事務のほうは今後も執行していきたいと思っておりますので、よろしく御理解していただければと思います。（「了解」の声あり）

○議長（中山 哲君） ほかに質疑ありませんか。（「なし」の声あり）

第2項児童福祉費。（「なし」の声あり）

40ページに入ります。

第4款衛生費第1項保健衛生費。（「なし」の声あり）

第6款農林水産業費第1項農業費。3番相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） 農業費ですよ。4目畜産費。

○議長（中山 哲君） 相原議員、マイク。

○3番（相原和洋君） 失礼しました。

4目の畜産業費、ここで委託料12節でございます。一時保管牧草に対しての委託料、これに対して2,100何がし、返還をしてると。2分の1、減額して、減額補正をしております。国庫支出金のほうで半分、2分の1が国、2分の1が町という形の財源措置をしている内容に思われます。

まず初めに、なぜこれは減額補正になったのか、その理由、お尋ねをしておきたいかなと思います。なお、これについては、当初の中でやってる内容のものでございますんで、その点も含めてちょっと具体的な数字も併せ、お示しをいただきたいと思っております。

○議長（中山 哲君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼愛宕山公園管理事務所長（山田栄男君） お答えいたします。

一時保管牧草農地還元業務委託料でございますが、今回2,135万1,000円の減額という

ことですが、この予算については、当初予算で計上させていただいておりました。事業の内容については、対象面積が8.9ヘクタールに、一時保管牧草を個数にして445個、処理量については184.66トンという形で当初計画しておりました。

そういった中で、その当初の計画をする段階で、農地の所有者からは了承を得た中で計画していたわけです。その後ですね、一時保管牧草の農地還元業務をするにはですね、対象農地が牧草なもんですから、牧草の3番草を通常よりちょっと早めに行うことが必要になってきます。そうすると、収量の減少、それからどうしても再播種すると翌年度の収量に影響が出てくるということがあるんですけども、現在、畜産経営における飼料費の高騰に対して、やはり農地所有者の自給飼料の確保が必要であるということで、7月末で当初の計画を大きく下回る計画をせざるを得なくなりました。それについては対象面積が2.3ヘクタール、処理個数にしまして168個、処理量にして49.75と変更をせざるを得ない状況になりました。その後ですね、8月に実施されました産業民生常任委員会による所管事務調査において、対象としていた農地について、農地として認めるに困難な地目としての水田が含まれていると判断するとの意見が出されたことから、その指摘を受けた一部を除いた形で計画変更を考えておりました。

そういった中で、その後ですね、農地の所有者が通常のみき直しを、単独ですけれども、実施してしまいまして、さらにその計画を変更する必要があるございました。それで、最終的に面積を1.17ヘクタール、処理個数を106個、処理重量が21.88本となり、その変更に基づいて、現在請負業者であります公益社団法人宮城農業振興公社と契約し、事業を進めているという状況でありまして、現在の契約事業費が638万円、それに今後どうしても農地の判定を行うものですから、石礫等の状況によっては、それから対象農地の肥料濃度の状況等々から変更も要することが想定されますので、その辺を余裕見ただ中で700万円という事業を見込んでおります。その分の当初予算額から700万円を引いた2,135万1,000円を減額するものでございます。よろしく申し上げます。

○議長（中山 哲君） 3番相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） あまりにも長い答弁で、内容が把握できません。要は、当初の段階で、課長が私どもにこの事業、場所はここですよ、これだけの面積ですよ、さっき言った8.9ヘクタール、これだけの量の個数をすき込んでしますよというお話をなされ、議会において可決をしてんですよ、3月の段階。しかも、この案件は附帯意見で私出してんですよ。

ここで一般質問するわけじゃございませんけども、しっかりとした適正な事業執行というのがあると思います。それに対して執行した上で、その内容をしっかりとした説明責任をするということが問われるわけだと思っておりますよね、町長ね。

ただ、今の答弁聞いて何か曖昧模糊で材料が上がった。所管調査でやったところ、不適切な場所があったから、不備があったからできなくて、それを変更してやぶさかな形でこういう形に出したというような答弁に聞こえるのは、私だけなんじゃないかな。

事業の在り方について再度お尋ねをしたいと思っております。適正なこの事業を計画した際

に、その場所をどのような確認をして、ここを選んで草地としてできるものということでお示ししたのか、まずお尋ねいたします。

○議長（中山 哲君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼愛宕山公園管理事務所長（山田栄男君） お答えいたします。

対象農地の選定につきましては現場確認をしながら、それから所有者とお話をしながら決定しておりました。それに基づいて執行したいということで進めておったんですけれども、やはり先ほども申し上げましたけども、畜産経営におけるその飼料の高騰、そういったことから農地所有者については、幾らでも多くの牧草を確保したいということでありましたので、そういったこともあったものですから、今回減額と至った理由でございます。

○議長（中山 哲君） 3番相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） 何か相手に対して、何か理由づけをなされた答弁に聞こえるのは私だけなんですか。町として適正に当初の形で進める中で、いろんな社会現象はあると思われましょけれども、その中で適正にスピーディーにやる。やっていって、それを町民に対して裨益する事業が、事務事業ではないかなと思われるんですけども、なかなかそこが曖昧模糊に聞こえるのは私だけなのかなと。なおかつ、町長はこの事業に対しては、町民の方が苦勞してできないから、町でしなくちゃいけないんだって、私ども再三言ってる事業なんですよ。そういうことを加味すると、果たして今の答弁で適正な答弁として承ればいいのか分かりかねるんです。

そんなことはどう置いておいても、やっぱり適正な事務処理、やり方。これだけの補助金使ってやって、実際これしかできませんでしたよ。だから減額しました。結果はそうなんですけども、今後こういった事業が、こういった形で出てくる可能性がないとは言えませんのでね、徹底的にそのあたり、今後の在り方も含め、町長はどのように考えて事務事業に対して、管理者に徹底して指導していくのか。3回目ですから、町長の答弁を求めます。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 計画した予定地、それをどういう理由であろうと、当初の計画の中に入れた以上は進めなくちゃならないということは当然でありまして、今回こういうふうになったことについては、おわびを申し上げたいと思います。

今後は、やっぱり計画をした以上、予定地として計画した以上、きっちりと進めなくちゃなりませんので、そういう思いで進めたいというふうに思います。

○議長（中山 哲君） ほかに質疑ありませんか。10番天野秀実議員。

○10番（天野秀実君） 今、3番議員が質疑をされましたが、3番議員と同じ委員会ですので、実はね、これ産業振興課だけの問題ではなくて、お分かりのとおり、農業委員会の問題でもあるわけですよ。それと同時に委員会で報告したとおり、ここが農業委員会でも水田なのかどうかということ。これは農業委員の方々が確認して判断する必要がある場所なんです。それで町長お分かりのとおり、5年間水張りができなければ田ん

ぼとして認めないという方針が、国の方針が出されてましたが、実はこういった場所がもし点在しているとすれば、今後、町の農業政策もちょっと窮屈なものになってしまうんですよ。はっきり国にね、いろんなことを言えないことが出てくると。

そこで、今回、これ減額したのは理解します。減額したのは理解しますが、町長並びに副町長、それから農業委員会として、これをこのままにしておくのではなくて、どのように処理をするのかという判断をしていかなければならないんだと思うんです。町として、この土地をどう扱っていくのかと、どのように、仮に指導していくのかと。そういったことも含めてですね、いい方向に向かうように私は善処していかないと、国が進めている、それを満額受け取らなければならない状況も出てしまうということで、今回の2,100万円は理解しました。いろんな経過を踏まえてね。ただ、その後、このような状況の土地があると。しかも、委員会で報告されたから云々ではなくて、町の預かる町長としてね、ここをどのようにしていかれようとしているのかということが私は一番重要だと思いますので、この補正予算に関連しまして、その辺の方向をお伺いしておきたいと思います。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 汚染牧草関係のすき込みについては、農地ということに限定されるわけですがけれども、今の質問に出たように、原野であるか、農地であるかというその判断は、多分農業委員会でなされると思います。この原野であればすき込みはできないわけですね。農地でないとできないということでもありますので、その辺の判断がまず必要かというふうに思いますので、今、質問の内容についてはそういうことだと思いますので、なお、これからのすき込み関係、まだある分についてはすき込みを考えていますので、そういう紛らわしいようなところについては、はっきりした段階で計画をつくるということにしていかなくちゃならないというふうに思います。

○議長（中山 哲君） 10番天野秀実議員。

○10番（天野秀実君） 答弁、誠にありがとうございました。

しかし、私たちも農地として認めてないわけではなかったんです。地目が水田でしたので、ただ、水田にしては、とても水田とは思えないような地形であり、土質であったと。ですから、地目が水田であると。農業委員会でも、地目が水田になっていると。しかし、現状がどうも違うようだと。その場合ですね、所有者のこともありますので、今後どのような方向でこれを善処していくことが、地権者にとってもいいのか、あと、町にとってもいいのかという、そういう方向性を、まず町長は職員の皆さんに示して善処をしていっていただくことを私は希望してるんです。そのように町長は善処していくお考えがあると理解しておいていいのかどうか、その辺についてまたお伺いします。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 実際は、これ農業委員会のほうでの判断がなされるわけですね。私じゃなくて、農業委員会のほうで判断がなされるわけですし、農業委員会局長来ているんだな、いたな。その原野であるか、農地であるかの判断の状況というのは、ちよっ

と局長のほうからちょっとこれは回答させますけれども、それをもって確認をして、町としては進めなくちゃならないということになるかと思えます。局長のほうでちょっと補足して。

○議長（中山 哲君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（高橋康起君） お答えいたします。

今回ですね、該当になっている当該農地に関しましては、以前、約40年前にですね、当該農地を所有された方が町外の方であったということで、そちらのほうの農機具格納庫や休憩場を設けて、自ら耕作するようにと条件を付して農業委員会で認めたと言った経緯がありました。そういった利用がされた箇所、当該の土地の一部にはそのような形跡が残っているということで、今回の委員会の判断を受けたものというふうに理解しておりますが、この当該農地は、現所有者に渡る以前ですね、その直前には遊休農地として農業委員会では判断していた農地でありまして、当時の状況から見て、耕作できるまではかなりの手をかける必要があるというような状態でありました。それで現所有者が、耕作目的で所有して農地でありまして、牧草まくに当たって、そういった耕作しやすいような状況にならしたということでして、実際牧草をまいている状況でありましたんで、そこはそういった整備のため、整備をして、今の現状に至っているというふうな認識であります。

以上であります。

○議長（中山 哲君） よろしいですか。（「いいですよ」の声あり）

ほかに質疑ありませんか。（「なし」の声あり）

42ページに入ります。

第7款商工費第1項商工費。3番相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） お尋ねします。4節新型コロナウイルス感染症対策費、18節の負担金についてお尋ねをいたします。

今回、これコロナ対策費でつけてる予算400万円ということでございます。具体的な事業内容についてを、まずお尋ねしておきたいと思っておりますので、お願いします。

○議長（中山 哲君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼愛宕山公園管理事務所長（山田栄男君） お答えいたします。

公共施設管理継続支援事業補助金400万円について御説明申し上げます。この補正理由につきましては、令和4年3月24日に開催された新型コロナウイルス感染症対応事業者支援担当者会議というのがございまして、そこで再配分が決定されたものでございまして、新型コロナウイルス感染症の関連した事業を町で実施した場合、県から関連予算の交付を受けて、それを財源として実施するものでございまして、本町におきましては、町内の指定管理者2か所になりますが、そのコロナ前と現在のその売上げですね、を比較して減少した場合、それに対する支援を行いたいという内容のものでございます。

○議長（中山 哲君） 3番相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） 令和4年の4月から7月の間の事業費、これに対して平成31年度

の事業費の対比によってこの数字が出てきたということだと思われま。1日当たりの減少額に対しての値がここについて、今の2か所、いつからいつの分をここに対象として入れてるのかちょっと分かりかねるんですが、400万円という数字、結構大きいですから、1か所の施設に対して200万円ずつつけてるわけですよ。それをどのような指標、判断してここに至ったのかをお尋ねしておきたいなと思います。

○議長（中山 哲君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼愛宕山公園管理事務所長（山田栄男君） お答えいたします。

まず、その財源が県から示されたのが8月でございましたので、それを基準として令和4年4月1日から4月31日までの売上げの減少、それを平成31年の同時期の売上げと比較して減少した場合、それに対する助成を行うということで、例えば、1日1万円から2万円未満減少した場合は、交付額として5万円。それから2万円から4万円未満減少の場合については100万円。4万円から6万円未満につきましては200万円、6万円以上の減少があった場合、300万円ということで設定しております。

○議長（中山 哲君） 3番相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） お尋ねしたいんですけども、今の答弁の中で1日当たりの減少額に依じての交付っていうのは分かるんですが、その交付の指標なる根拠の数字が1日当たり31年度の分の前年比に対して1万から2万円の減額に対しては5万円。2万円から4万円未満に対して100万円。4万円から6万未満は200万という数字を今お示しいただいたんですよ。かなりここ乖離あると思うんですよ。2万円未満の方で、2万以上の方でここで、これだけの格差があるというのは一体どういうことなのか。それをどういうふうに判断したのかちょっとお尋ねしておきたい。3回ですからね、分かりやすくお願いしたいと思います。

○議長（中山 哲君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼愛宕山公園管理事務所長（山田栄男君） 大変失礼しました。私の説明が間違っておりました。1万円から2万円未満減少した場合は50万円ということでございます。大変失礼しました。

○議長（中山 哲君） ほかに質疑ありませんか。（「なし」の声あり）

次、第8款土木費第2項道路橋梁費。（「なし」の声あり）

第4項住宅費。3番相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） 質疑させていただきま。すけども、町長、一言言わせてください。ね。しっかりと正しい数字をお示しください。お願いいたします。それだけは。

今、住宅費、管理費について需用費かな、この500万円、修繕費で出ております。場所、多分二反田等々の住宅の関係になってくるのかなと思うんですけども、具体的に500万円、どれだけの戸数に対して修繕をするのか、内容を含め、やっていくのか、それを年度内中に片づけることが可能なのかどうか。そこまで含めて計画を立てているのか。ちょっと具体的にになりますけど、詳細について御説明を求めます。

○議長（中山 哲君） 建設水道課長。

○建設水道課長（高橋秀悦君） お答えいたします。

住宅管理費修繕料でございますが、今回500万円の増額であります。当初予算で720万円置いておき、退去修繕、一般修繕でほぼ使い切りました。これから退去修繕の予定が3件、あと年度末まで一般修繕が出てくることを見越し500万円を増額いたしました。修繕については予想がつかみませんので、今回補正に至った経緯でございます。

以上です。

○議長（中山 哲君） よろしいですか。ほかにありませんか。（「なし」の声あり）

次、第9款消防費第1項消防費。（「なし」の声あり）

第10款教育費第1項教育総務費。相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） 教育総務費、17節備品購入費でございます、ここに22万9,000円。

金額というよりもここに説明の内容につきまして、公印等の購入費ということになっております。私、分かりかねるんですが、22万9,000円の公印ってどういうもの、等というのも含んでますんでね。国語の教科書じゃございませんけど、具体的に何を含んだこの数字になってるのかをお示してください。

○議長（中山 哲君） 教育総務課長。

○教育総務課長兼学校給食センター所長（竹荒 弘君） それではお答えします。

備品購入費の公印等購入費22万9,000円の内訳というか、印種のことを御質問されているのかなと思います。判この種類ですね。まず、学校印ということで購入を予定しております。学校印というのは卒業証書とかですね、そういうのに押す学校印ですね。あとは、義務教育学校に移行するので、新たに義務教育学校の印というものを作るようになります。そのほかに、学校長の印というのが必要になる、同じように義務教育学校になることによります。もう一つが、学校長職務代行者の印ということになります。ここまですが公印と言われるもので、もう一つがですね、具体的に言いますと、楕円状の卒業証書等に割印押すものがあるんですけども、それを購入するために、等という表現をさせていただきます。全部で6個ほど作る費用の総合計が22万9,000円となります。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） よろしいですか。

次、2項色麻小学校費。（「なし」の声あり）

第3項色麻中学校費。（「なし」の声あり）

第4項幼稚園費。（「なし」の声あり）

第5項社会教育費。小川一男議員。

○6番（小川一男君） ここで、11節の役務費で新規登録手数料4万5,000円計上されて

いるんですが、当初ですね、353万円ほど。それから、この登録手数料1万8,000円は計上されていたんですが、またここを見ますと、一般財源が豊かになったので、車でも買ってこの手数料補正で計上したのかどうか、その内容等について説明を求めます。

○議長（中山 哲君） 社会教育課長。

○社会教育課長兼公民館長兼農村環境改善センター所長（山崎長寿君） お答えいたしま

す。

小川議員おっしゃるとおりですね、当初予算には1万と8,000円、こちらの登録手数料を上げさせていただいてございました。現在、公用車購入について事務を進めているところでございまして、当初予算の参考見積り1者からいただいた中の金額が公用車の新規登録料が3,500円、車庫証明手数料が2,800円、リサイクル法関係が1万1,270円の合わせて1万8,000円を計上させていただきました。現在、その事務を進めてる中で最終的に指名競争入札をやっておりますけども、3者の見積りを照らし合わせたところですね、金額に多少というかですね、金額に違いが3者ともありましたので、今回補正をします4万5,000円につきましては、リサイクル関連法が1万5,530円、検査登録1万9,250円、車庫証明が1万7,600円、納車費用が1万円、合計で6万2,380円がかかりますということで、当初予算の1万8,000円と、今回補正します4万5,000円を合わせまして6万3,000円の手数料がかかりますので、今回4万5,000円不足分を補正させていただきました。よろしく願いいたします。

○議長（中山 哲君） 6番小川一男議員。

○6番（小川一男君） 4万5,000円の内容等については理解したんですが、それが、急遽法律等改正云々廃車手続等、当初の段階でそれを計上できなかったのかどうか。たかが4万5,000円ですけれども、修繕等であればまた別ですが、やはり新規で購入する際にですね、それなりの経費は、少し計算を精査して計上すべきではないかなと思われませんが、私はまた新たに、当初1万8,000円で済んで4万5,000円で、また新たに車を購入したのかと理解したんですが、やはりその点はですね、新規の場合はもっと精査して、たかが4万5,000円ですが、計上すべきではないかなと思われませんが、再度説明を求めます。

○議長（中山 哲君） 公民館長。

○社会教育課長兼公民館長兼農村環境改善センター所長（山崎長寿君） 御説明いたします。

議員おっしゃるとおりですね、今回、新車ということでもっと深くその見積りを、1者の見積りじゃなくてですね、当初、予算を計上する際には、慎重に行うべきだったというふうに反省しております。今後このようなことのないようにですね、事業を遂行していきたいと考えてございます。

○議長（中山 哲君） 小川議員よろしいですか。（「了解」の声あり）

ほかに質疑ありませんか。（「なし」の声あり）

暫時休憩いたします。午後1時30分まで休憩といたします。

午前 11時57分 休憩

午後 1時29分 再開

○議長（中山 哲君） 休憩を閉じて会議を開きます。

休憩前に引き続き、議案審議を続けます。

議案書45ページ。

第10款教育費第6項保健体育費から入ります。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）

次。第12款公債費第1項公債費。（「なし」の声あり）

第14款予備費第1項予備費。（「なし」の声あり）

以上で款項の質疑が終わりました。

次に、29ページに戻りまして、第2表債務負担行為。質疑ありませんか。

債務負担行為補正。3番相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） 今回ここで、補正で債務負担行為、自動体外式除細動機の借り上げ、俗にいうAEDと思われます。今回、結構これ、改善センター、産業振興課、あとは学校ですかね。あとは、給食センター等々についております。まず初めに、これの台数、借上料の内訳についてお尋ねをしたいなと思います。また、どういった機能のものを整備するのももお尋ねしておきたいと思います。

○議長（中山 哲君） 教育総務課長。

○教育総務課長兼学校給食センター所長（竹荒 弘君） それではAEDの借り上げについてお答えいたします。

まず、私のほうからはですね、教育総務課と学校給食センターの部分でお答えしたいと思います。あと、色麻学園の分ですね。まずもって、すいません、AEDですので、色麻学園と学校給食センターの分です。すいませんでした。

まずもって、色麻学園の85万8,000円につきましては、2台になります。続きまして、学校給食センターにつきましては、1台になります。内容といたしましては、ハートスタートFRXプラスEという機種名で、要は、除細動器ですので、心肺停止状態にある負傷者といいますか、そういう状態の方を対象に使う除細動器になります。パットを当てて心臓を呼び起こすというか、そういう機能を持ったものになります。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） 農村改善センター所長。

○社会教育課長兼公民館長兼農村環境改善センター所長（山崎長寿君） お答えいたします。

私どものほうについては、農村環境改善センターの除細動器AED42万9,000円の債務負担行為でございます。内容につきましては、教育総務課長がお話をした機種と同様ですので、5年間の費用を今回載せさせていただきました。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） 産業振興課長。ちょっと後で。

○産業振興課長兼愛宕山公園管理事務所長（山田栄男君） 御説明いたします。

産業振興課関係については、平沢交流センターに設置するもので、台数は1台、機種

については改善センター、それから色麻学園と同機種のものでございます。

○議長（中山 哲君） 農村環境改善センター所長。

○社会教育課長兼公民館長兼農村環境改善センター所長（山崎長寿君） 答弁1点漏れました。台数につきましては、1台ということになります。

○議長（中山 哲君） 3番相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） 各課長方に申し上げます。私の質問をちゃんと聞いているのか。今回の借り上げの内訳はどうなってんだというので1件質問してます。その機種のパフォーマンスについてどうなってんだということを、2件目聞いているんですよ。それを御理解の上で答弁なされてるのか再度、お尋ねしておきたいと。

例えばね、こういうことですよ。面倒くさくなってくる。1日1か月当たり通常借り上げで4,500円から6,000円くらいだと思います。そういったことを加味して、今回これだけの金額になって、これにこういった備品がついてこうなったんで、こういう金額ですよということをお示しいただきたいんですけど、そういったことは一切答弁ないもんですから、人の質問を聞いているのかどうか、再度お尋ねしときたいと思います。

○議長（中山 哲君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼愛宕山公園管理事務所長（山田栄男君） お答えいたします。

大変申し訳ございませんでした。平沢交流センターについては1台ということですが、月当たり6,500円に消費税で、その5年契約ということになります。失礼しました。60か月分です。ですので6,500円に消費税を含めると7,150円になりまして、1年当たりが8万5,800円、その5年分の60回分ということになります。

以上です。それから、はい。

○議長（中山 哲君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼愛宕山公園管理事務所長（山田栄男君） この中のオプションと特色については、当然、大人それから小児用貸与になっておりまして、電極パッド、バッテリー、救急セットっていうことの含んだ内容でございます。

○議長（中山 哲君） 教育総務課長。

○教育総務課長兼学校給食センター所長（竹荒 弘君） 教育総務課です。色麻学園と学校給食センターにつきましても、産業振興課と同じAEDになります。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） 農村環境改善センター所長。

○社会教育課長兼公民館長兼農村環境改善センター所長（山崎長寿君） お答えいたします。

月額6,500円の消費税で7,150円が1か月の賃借料となります。必要な消耗品については、電極のパッド、それからバッテリーなどは無償の交換となっております。一部重複して説明になりますけども、本体1台とバッテリー1個、それからパッド2枚、それからキャリアケースが1つ、救急セットが1つ、小児用の器具が1つが、1つのセットになってございます。

以上です。

○議長（中山 哲君） よろしいですか。3番相原和洋議員。

○3番（相原和洋君） 初めからそういう答弁いただければ、私も何もむきになることなかったんですけどね。さっき言った7,500円の中には、この本体とバッテリー、あと電極パット、要は成人用と小児用入ってるってことで、トータルで月分がこれだけになりますよということで、理解させてもらえばいいのかどうか。あと、この機能、液晶型なんでしょうか。どうなんでしょう、今最新型、そういうのも出ております。先ほど総務課長が言われた機種がどういったものなのか、私はちょっと分かりかねるんですが、なぜこういう質問するかっていうと、使う人が正常、正常と言ったら怒られますけど、要は見えない方、要は音で取る型なのか、見て確認できるものなのか。そういったことも加味してくると思うんですよ。そのところに臨機応変に対応して使えるものを今回御用意して、こういった形で設置なされたんだと思われるんですけど、その意図も含め、どうなのか。これだけの金額をここで含んでますんで、約300万円近くなるのかな、概算でね。そういったことがどうなのかを含んで予算措置をしてるのかどうか、お尋ねしておきたいと思います。最後ですからね。

○議長（中山 哲君） 農村環境改善センター所長。

○社会教育課長兼公民館長兼農村環境改善センター所長（山崎長寿君） お答えいたします。

こちらの機能につきましては、CPRコーチング機能というのがついてまして、心肺蘇生法を実施する際の胸骨圧迫のやり方のタイミング、それから音声ガイドが詳細にコーチングされます。また、耳の不自由な方でも使えるようにですね、アイコンの光を点灯するなど、本体に附属されているため、こういった不自由な方でもこの機械が使えるということで選定させていただきました。

○議長（中山 哲君） 今のでみんなおんなじなのか。おんなじなのか。同じなそうです。いいですか。ほかに質疑ありませんか。10番天野秀実議員。

○10番（天野秀実君） 大変、簡潔明瞭な答弁をいただきましてありがとうございます。この除細動器なんですけど、5年間のさっき買上げと言いましたか、借り上げと言いましたか。5年間のリースなのかなというふうに理解したのですが、その辺についてもう一度分かりやすく説明いただければ幸いです。

○議長（中山 哲君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼愛宕山公園管理事務所長（山田栄男君） お答えいたします。

5年間のリースでございます。

○議長（中山 哲君） 10番天野秀実議員。

○10番（天野秀実君） そこでですね、どこのメーカーの、どういったところから5年間の契約にしたのかは分かりません。それなりの理由があるんだと思いますが、ただ、今はですね、どこからでも購入することができるわけですね。それで、もし、今回のことを一つの教訓としてですね、同じものが別なところから、リースではなくて購入するこ

とができて、約半額の値段で整えることができるのであれば、そちらのほうが安い場合がありますね。購入ですから、リースではなくて。

そこで例えば、我々がよく利用するのは農機具であっても、電化製品であっても何でも、よくアマゾンの価格を参考にしながら、購入の一定の資料にしていくんですが、アマゾンでもいろんな機種がこの除細動機が販売されております。いろんな機種が載っています。しかも、1台当たりの単価が約半額です。それで、いろいろそう決めたんだからそれはそれでね、よかったとしても今後だよ、今後、リースではなくて、買上げたほうが、よほど町民にとっても得だという判断ができるのであれば、そういった整え方もあるのではないかと私は考えているんです。特殊な機種を今回購入したのかもしれない。それは分かりません。どこのメーカーで何かということは分かりませんが、今後の課題としてですね、そういったことも買い上げると、しかも、町民にとって支出のより低くなる方法で、約半額ぐらいで、これ購入できるように思いますんで、そういうことができるのであれば、そういった方向も検討してもいいのかなというふうに思われます。その辺について町を預かる町長としてね、財政のことにも絡んできますので、もし見解がありましたら、お答えをいただければ幸いです。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 物によりけりということにもなろうかと思えますけれども、あるいはいろんなサービス関係とか、アフターの関係とか、そういうこともよく調べてみないと分かりませんが、今のようないいことでもあり得るということで意識しておきたいというふうに思います。

○議長（中山 哲君） よろしいですか。（「なし」の声あり）

ほかに質疑ありませんか。（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

次に、30ページ。

第3表地方債補正。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第75号 令和4年度色麻町介護保険特別会計補正予算（第3号）

- 議長（中山 哲君） 日程第7、議案第75号令和4年度色麻町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

- 保健福祉課長兼地域包括支援センター所長（浅野 裕君） 議案第75号令和4年度色麻町介護保険特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案理由を御説明申し上げます。48ページを御覧ください。

債務負担行為補正について御説明いたします。生活支援コーディネーターの配置については、介護保険法に基づく地域支援事業に位置づけられております。生活支援コーディネーターは、地域支え合い推進員とも呼ばれ、高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持って、在宅生活を継続していくために必要となるサービス提供の構築に向けたコーディネートを行うものでございます。今年度は、地域の社会資源や高齢者のニーズの把握、地域の支え合い活動の発表会の開催、色麻支え合い情報誌の全戸配布などを行っております。

今回の補正は、生活支援コーディネーター業務の委託で570万円の限度額として債務負担行為を設定するものでございます。

以上、よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の御説明といたします。

- 議長（中山 哲君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

- 議長（中山 哲君） これより総括質疑に入ります。総括質疑ありませんか。12番福田弘議員。

- 12番（福田 弘君） この議案について総括質疑と、あと、個別の質疑があるのかどうか分かりませんので、ここで質問をさせていただきたいと思います。

今の担当課長のほうからですね、生活支援コーディネーター業務の内容については、詳しく説明あったとおりでと思います。これについては社会福祉協議会さんのほうに御委託をですね、いろんな事業に取り組んでいるものと思います。それで先ほど説明の中でもありましたけれども、色麻支え合い事業の情報誌などの発行も、この中に含まれているという説明でありました。

この情報誌なんですけれども、2か月に1回、各家庭に配布されております。これを見ることによってですね、町内の方々、高齢者の方々、どのような活動をなさっているかというのをですね、十二分に知るわけですし、こういう事業が各家庭というか、各地区に広がっていけばですね、さらなる町内にですね、寝たきりとか介護を必要の予防とかですね、そういうのに貢献する事業だと思うんですけれども、一つ要望と言ってはちょっとおかしいんですけれども、この情報機関誌見ますとですね、発行元が社会福祉協

議会という名称で、これは色麻支え合い事業の情報誌であって、色麻町生活支援体制整備事業の一環だということなんですけれども、この事業の財源をただせば国・県の負担金、そして皆さんの保険料を基にですね、介護保険の事業の一環としてやっている事業だというふうに認識してますけれども、この機関誌見ただけではですね、やはりこの介護保険事業だという位置づけがちょっと不明な点が多々見受けられますので、その辺のですね、今後介護保険料を徴収している運営事業者としてですね、この介護保険事業でやっている事業などのですね、PRといたしますか、そういうのも必要な時期に来てるのかなというふうに考えますけれども、その辺について今後どのように考えているかどうか、お伺いをしておきたいと思います。

○議長（中山 哲君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長兼地域包括支援センター所長（浅野 裕君） お答えいたします。

色麻支え合い情報誌ということで、今福田議員おっしゃったとおり、この情報誌ですね、生活支援コーディネーターの業務の一つとして行っております。今福田議員からも御指摘のありましたこちらの事業については、地域支援事業、介護保険制度の地域支援事業の中の包括的支援事業の、その中でも任意事業に値する事業でありまして、国、県、あと市町村、あと、第1号の被保険者の負担金から運営されているものでございますので、この情報誌にですね、もうちょっと介護保険制度の中で実施している情報誌なんだよという部分を分かりやすくですね、今現在は社協さんのほうに委託しているわけなんですけど、そういった部分を社協さんとも連携しながら分かりやすく、情報誌の提供に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） よろしいですか。ほかに総括質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 総括質疑なしと認めます。これをもって総括質疑を終了いたします。

それでは、48ページ。

第1表債務負担行為補正。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されま

した。

日程第8 議案第76号 令和4年度色麻町下水道事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（中山 哲君） 日程第8、議案第76号令和4年度色麻町下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。建設水道課長。

○建設水道課長（高橋秀悦君） 議案第76号令和4年度色麻町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正は、電気料金の値上げ等による補正でございます。

議案書53ページをお開き願います。

第1款総務費第1項総務管理費第1目一般管理費で、電気料金値上げによる建設水道課事務所内の電気使用料として7万1,000円増額といたしました。

第2款農業集落排水事業費第1項農業集落排水事業費第1目農業集落排水管理費で、電気料金値上げによる浄化センター並びにマンホールポンプ電気使用料として25万6,000円の増額といたしました。

第3款特定環境保全公共下水道事業費第1項特定環境保全公共下水道事業費第1目特定環境保全公共下水道管理費で、電気料金値上げによる浄化センター並びにマンホールポンプ電気使用料として176万9,000円の増額といたしました。

第4款個別排水事業費第1項個別排水事業費第1目個別排水管理費で、浄化槽の修繕料として35万7,000円を増額いたしました。

このため、第6款予備費で同額の245万3,000円を減額し、予算額の調整をいたしました。

議案書51ページをお開き願います。

第2表の債務負担行為補正でございますが、色麻浄化センター移動式汚泥処理施設運転管理業務の委託について、令和4年度から令和5年度までの期間で、限度額を1,200万円と定めるものでございます。

以上、提案内容の説明とさせていただきます。詳細については、款項を追っての御審議の際、御質疑にお答えいたします。よろしく御審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（中山 哲君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（中山 哲君） これより総括質疑に入ります。総括質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 総括質疑なしと認めます。これをもって総括質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） それでは、款項を追って質疑をお願いいたします。

議案書53ページ歳出から入ります。

歳出。

第1款総務費第1項総務管理費。（「なし」の声あり）

第2款農業集落排水事業費第1項農業集落排水事業費。（「なし」の声あり）

第3款特定環境保全公共下水道事業費第1項特定環境保全公共下水道事業費。（「なし」の声あり）

第4款個別排水事業費第1項個別排水事業費。（「なし」の声あり）

第6款予備費第1項予備費。（「なし」の声あり）

以上で、款項の質疑が終わりました。

次に、51ページに戻りまして、第2表債務負担行為補正。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第77号 令和4年度色麻町水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（中山 哲君） 日程第9、議案第77号令和4年度色麻町水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。建設水道課長。

○建設水道課長（高橋秀悦君） 議案第77号令和4年度色麻町水道事業会計補正予算（第2号）について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正は、電気料金の値上げによる動力費の補正、特定防衛施設周辺整備調整交付金の額が確定したことによる補正であり、予算第3条に定めました収益的支出の予定額の組替え補正及び予算第4条に定めました資本的収入の補正を行うものであります。

まず初めに、収益的支出から御説明いたします。

議案書57ページをお開き願います。

第1款水道事業費用第1項営業費用第1目原水及び浄水費では、電気料金の値上げに

よるポンプ場電気料として500万円の増額といたしました。

第4項予備費で500万円を減額し、収益的支出予算の調整といたしました。

次に、資本的収入につきまして御説明いたします。

議案書58ページをお開き願います。

第1款資本的収入第2項国庫補助金第1目特定防衛施設周辺整備調整交付金では、特定防衛施設周辺調整整備調整交付金の2次交付額が確定しましたので、2,504万6,000円の増額といたしました。

戻りまして56ページを御覧ください。

補正後の予定額において、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,218万7,000円につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,038万2,000円、過年度分損益勘定留保資金3,180万5,000円で補填するものといたしました。

以上、提案内容の説明とさせていただきます。詳細については、款項を追っての御審議の際、御質疑にお答えいたします。よろしく御審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（中山 哲君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（中山 哲君） これより総括質疑に入ります。総括質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 総括質疑なしと認めます。これをもって総括質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） それでは、款項を追って質疑をお願いいたします。

議案書57ページ、収益的支出から入ります。

支出。

第1款水道事業費用第1項営業費用。（「なし」の声あり）

第4項予備費。（「なし」の声あり）

次に、58ページをお開きください。

資本的収入及び支出。

収入から入ります。

第1款資本的収入第1項国庫補助金。（「なし」の声あり）

次、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額。（「なし」の声あり）

次、過年度分損益勘定留保資金。（「なし」の声あり）

当年度分損益勘定留保資金。（「なし」の声あり）

以上で、款項の質疑が終わりました。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議員の派遣について

○議長（中山 哲君） 日程第10、議員の派遣についてを議題といたします。

派遣の内容に関しましては、議員各位のお手元に配付したとおりであります。

議員の派遣につきましては、このとおり派遣することにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、議員の派遣については、このとおり派遣することに決しました。

○議長（中山 哲君） 次に、お諮りいたします。ただいま可決されました議員派遣の内容に今後変更を要する場合は、その取扱いを議長に一任いただきたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、議員派遣の内容に変更を要する場合は、議長に一任されました。

日程第11 委員会の閉会中の継続審査承認について

○議長（中山 哲君） 日程第11、委員会の閉会中の継続審査承認についてを議題といたします。

（仮称）ウィンドファーム八森山事業計画の白紙撤回を求める請願審査全員特別委員会並びに産業民生常任委員会の各委員長から、現在、委員会において審査中の案件について、会議規則第74条の規定により閉会中の継続審査の申出がありました。調査事項については、お手元に配付したとおりであります。

お諮りいたします。（仮称）ウィンドファーム八森山事業計画の白紙撤回を求める請願審査全員特別委員会並びに産業民生常任委員会からの申出のとおり、これを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、（仮称）ウィンドファーム八森

山事業計画の白紙撤回を求める請願審査全員特別委員会並びに産業民生常任委員会からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに承認されました。

○議長（中山 哲君） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって、令和4年色麻町議会定例会12月会議に付された案件は全部終了いたしました。

お諮りいたします。本会議は、この後、明日12月8日から次の会議までを休会といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、明日12月8日から次の会議までを休会とすることに決しました。

本日はこれをもって散会いたします。

大変御苦勞さまでした。

午後2時05分 散会
